

令和7年7月28日
総長裁定

遺骨返還等タスクフォースの設置について

(趣旨)

第1条 本学は、先住民族の権利に関する国際連合宣言及び関連する政府決定等を前提とし、本学が保有する先住民族の遺骨（以下「遺骨」という。）の返還方針及び遺骨の返還を求める地域、団体又は個人への対応に関する企画立案を行うため、本学に遺骨返還等タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

(任務)

第2条 タスクフォースは、次の各号に掲げる事項の調査及び検討を行い、その結果を総長に報告する。

- (1) 本学が保有する遺骨の情報整理の実施
- (2) 本学が保有する遺骨の返還方針の策定
- (3) 返還を求める地域、団体又は個人との協議に関する方針の策定
- (4) 返還に際し行われる式典その他の行事への対応方針の策定
- (5) 遺骨に関する学内外への情報発信の方針の策定
- (6) その他タスクフォースが必要と判断する事項

(組織)

第3条 タスクフォースは、総長が指名する者をもって組織する。

- 2 座長及び副座長は、総長が指名する。
- 3 座長は、必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(協力義務)

第4条 遺骨を保有している部局（東京大学基本組織規則第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校、医学部附属病院及び医科学研究所附属病院をいう。）は、第2条各号の任務に関するタスクフォースからの要請に対して協力しなければならない。

(事務)

第5条 タスクフォースの事務は、関係各課の協力を得て、本部総務課が行う。

附 則

この裁定は、令和7年8月1日から実施する。